

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻 義則 外56名

被告 関西電力株式会社

準備書面(30)

平成29年4月21日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高 橋 典 明

同 吉 川 実

同 加 納 雄 二

同 田 島 義 久

同 崔 信 義

同 定 岡 由紀子

同 永 芳 明

同 藤 木 達 郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

本書面では、原発が過酷事故を起こした場合の被害の甚大さについて、主張する。

【目次】

第1	序論.....	3
第2	原発事故がもたらす重大かつ広範な放射能汚染.....	4
1	原発事故被害の特殊性.....	4
2	原発事故に伴う放射性物質の放出.....	5
3	原発事故が発生した場合に放射能により汚染される地理的範囲.....	6
4	土壌, 河川, 海洋汚染.....	8
	(1) 土壌の汚染.....	8
	(2) 河川の汚染.....	9
	(3) 海洋の汚染.....	9
第3	原発事故がもたらす様々な被害.....	10
1	原発事故による人命の喪失.....	10
	(1) はじめに.....	10
	(2) 請戸の浜の悲劇.....	10
	(3) 双葉病院の事例.....	15
	(4) 自死に追い込まれた事例 山木屋事件.....	20
	(5) 何軒もの自死に追い込まれた事例.....	24
	(6) 震災関連死者数.....	26
2	原発事故による日常生活及びコミュニティの崩壊.....	26
3	産業への悪影響.....	29
	(1) 農業・畜産業への悪影響.....	29
	(2) 林業への悪影響.....	30
	(3) 水産業への悪影響.....	31
	(4) 観光業への悪影響.....	32
	(5) 製造業への悪影響.....	33
4	健康被害.....	33
	(1) 広範囲の住民へ影響を及ぼすこと.....	33
	(2) 健康被害の内容.....	34
	(3) 労働者被ばく.....	36
第4	結論.....	37

【本文】

第1 序論

福島原発事故は、事故以前は机上でしか想定し得なかった放射性物質が大量に原発敷地外へ漏えいする過酷事故、すなわち原発が有する危険性を具体的に明らかにしたことにとどまらず、その被害の甚大さは、司法判断の判断枠組みにおいても考慮され

るべき事柄と位置付けられるべきものである。

そこで、本書面では、原発事故による被害が、どれほど深刻で、いかに多くの人権を侵害するかについて、いまだ深刻な被害をもたらし続ける福島原発事故の被害について主張する。

第2 原発事故がもたらす重大かつ広範な放射能汚染

1 原発事故被害の特殊性

(1) 原発事故による被害は、原子炉内に閉じ込められていた極めて有害な放射性物質が大気中や海中に拡散することによりもたらされる。原子炉から放出される放射性物質は、主に、セシウム134、セシウム137、ヨウ素131、ストロンチウム89、ストロンチウム90、プルトニウム238、プルトニウム239+240、テルル129、銀110mなどである。

放出される放射性物質の半減期は、ヨウ素131のように8日のものもあるが、大半は数十年から数万年であり、放射性物質による被害は、極めて長期に及び、人間の活動時間からすれば半永久的に続くと言っても過言ではない。

また、放射性物質から放出される放射能は目に見ることができず、本人が気づかない間に被ばくするという特殊性も有し、避難などの際には見えない恐怖に晒されるという点も指摘できる。

さらには、放射性物質から放出される放射線の人間を含めた生物への影響は、遺伝子そのものを損傷するため、世代を超えて引き継がれる。

(2) このような放射性物質によりもたらされる原発事故による被害には、広範性、多様性（全面性）、深刻性、継続性という特殊性がある。

広範性とは、放射性物質はプルーム（放射性物質を含んだ蒸気、放射能雲）

として気流に乗って移動するため、その時々風の向きにより遠方まで運ばれることになる。そのため、広い地域が放射能により汚染され、それに応じた範囲の住民が避難を強いられることになる。

多様性（全面性）とは、従前の居住地や家族構成、就労や生活状況、法人の営業形態や取引先の状況等によって、被害の現れ方が千差万別であり、あらゆる被害をもたらすという特殊性である。

深刻性とは、被害者の衣食住や就労など生活基盤そのものが破壊され、地域コミュニティまでもが喪失し、原状回復が極めて困難であるという特殊性である。

継続性とは、放射性物質による被害であるため、世代を超えた被害であるということや放射性物質により汚染された土壌の被害等が長期間にわたり継続するという特殊性である。

このような原発事故による被害は、他のプラント事故やその他の事故とは比較にならないほど、甚大な被害をもたらすのである。

2 原発事故に伴う放射性物質の放出

原発がひとたび過酷事故を起こした場合、原子炉からは大量の放射性物質が環境中に放出される。そして、大量に放出された放射性物質は広く拡散し、住民の生活環境を汚染し、田畑や牧草地、山林、そして、川や海などあらゆるものを汚染する。その結果、住民の生活の場を奪い、農業、林業、水産業等様々な産業の基盤を崩壊させる。それだけではなく、尊い人命や住民らの健康までも奪う。これは想像の話などではなく、福島原発事故を通して明らかになった現実である。

本件原発においても、福島原発事故と同様な被害をもたらさないという保証などなく、本質的な危険性の除去されない原発は稼働してはならない。

3 原発事故が発生した場合に放射能により汚染される地理的範囲

- (1) 放射性物質が大量に環境中へ放出されるような過酷事故が発生した場合、広範な地域が放射能により汚染されることになる。福島原発事故においては、放射能の空間線量率は、航空機モニタリングでは $19.0 \mu\text{Sv/h}$ を超える範囲は、福島第一原発から 30 km 圏を超えており、 $9.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える範囲はほぼ 50 km 圏に及んでいる（図1，図2参照）。汚染の範囲は事故時の気象状況にもよるが、福島原発事故では、北は札幌，南はうるま市（沖縄県）まで広範囲にヨウ素 ^{131}I やセシウム ^{134}Cs が降下したとされる（甲全第343号証，第344号証）。同事故から4年経過後においても、セシウム ^{134}Cs や同 ^{137}Cs の降下は、微量ではあるが、北は盛岡市，南は長野市で確認されている（甲全第345号証）。

放射線量等分布マップ 拡大サイト

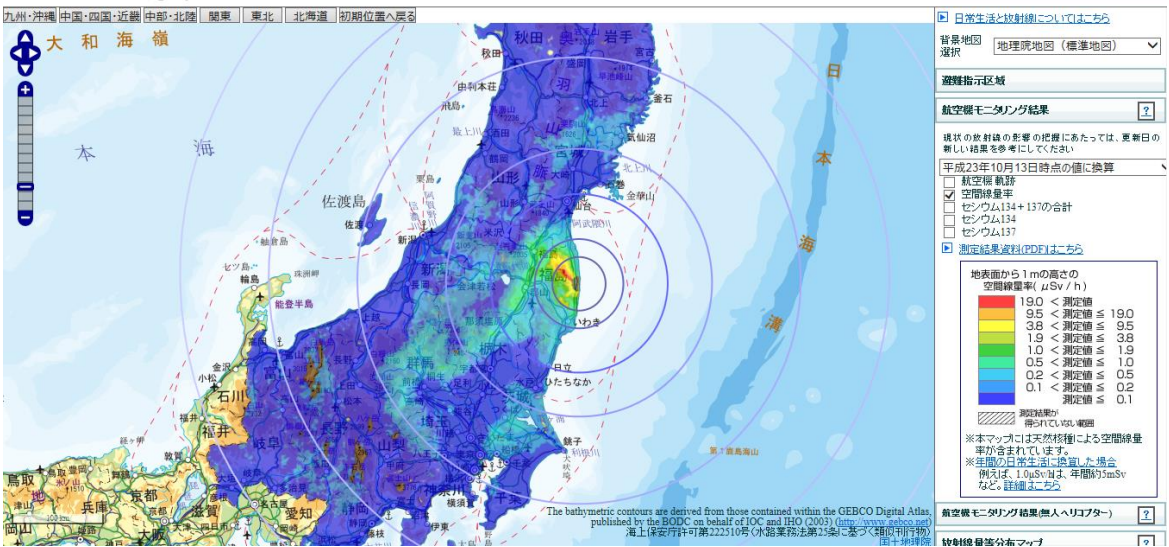


図1 平成23年5月26日時点の航空機モニタリングによる空間線量率 (<http://ramap.jmc.or.jp/map/map.html>より)。同心円は内側より30km圏、50km圏、100km圏、150km圏、250km圏を示す。

放射線量等分布マップ 拡大サイト

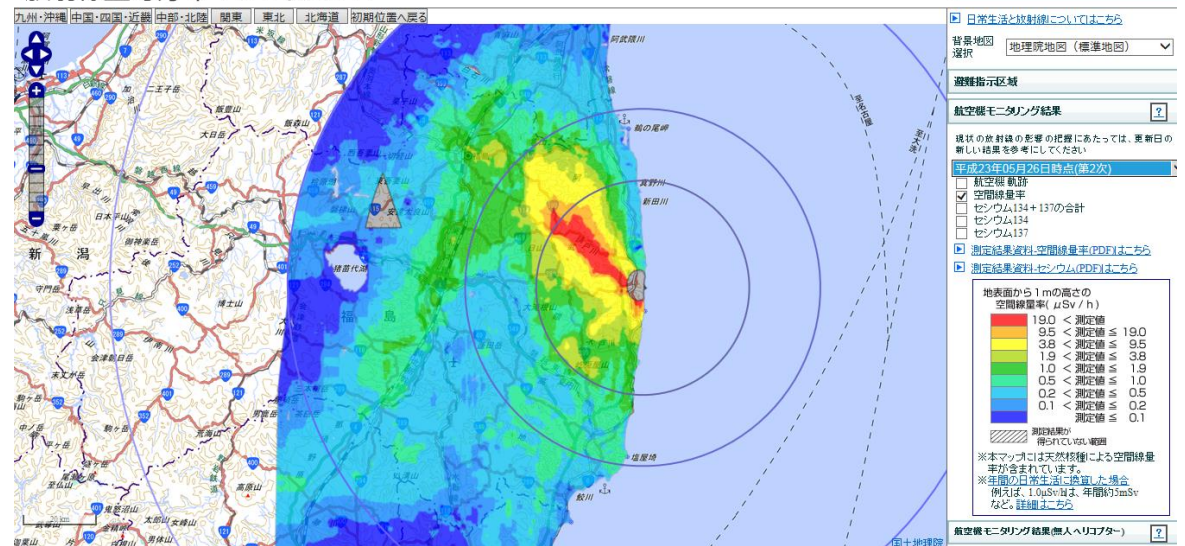


図2 平成23年10月13日時点の航空機モニタリングによる空間線量率 (<http://ramap.jmc.or.jp/map/map.html>より) 同心円は内側より30km圏、50km圏、100km圏、150km圏、250km圏、350km圏、450km圏を示す。

(2) 福島原発事故においては、福島第一原発から半径20km圏内は警戒区域、放射線量が年間20mSvを超える区域は計画的避難区域として居住が制限され、約13万3720人が避難した(甲全第346号証352頁)。事故から1年5か月経過した時点(2013年8月12日時点)においても福島県全体における避難者数(自主避難者も含める)は、福島県内に9万1998人、福島県外に5万2277人、合計14万4275人に及んでいる(甲全第347号証)。

事故から約4年3か月が経過した平成27年6月時点においても、福島県全体の避難者は約11万2000人にも及んでおり、そのうち避難指示区域からの避難者は約7万9000人(平成26年10月時点)、旧避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域からの避難者は約1万9000人(平成27年5月時点)に及んでいる(いずれも復興庁作成の平成27年7月7日付「福島の復興に向けた取組」(甲全第348号証)より抜粋。)。また、平成27年6月11日時点の福島県外への避難者はいまだ4万5395人となっている(甲全第349号証)。

このように現時点においても、帰還できない住民が多数存在し、その地域も広範囲に及んでいるのが現状である。除染の状況や放射線量の状況からは、今後も長期にわたり帰還が困難であると言わざるを得ない。このことは福島原発事故に限らず、本件原発においても同様の被害を発生させる危険性をもっているといえるのである。

4 土壌、河川、海洋汚染

(1) 土壌の汚染

原発から放射性物質が飛散した場合には、広く国土を汚染することは避けら

れない。福島原発事故では、東日本の広範囲にわたり放射性物質が拡散し、国土を放射能により汚染した。福島第一原発に近い地域では、事故から4年半近くも経過するにもかかわらず、いまだ住民が帰還できないほどの高い放射線量が計測されている。

福島第一原発は、太平洋側に位置していたため、偏西風の影響により大気中に放出された放射性物質の少なくとも60%以上が太平洋側へ運ばれたとの推定がある。日本海側に位置する本件原発で、放射性物質の外部放出を伴う事故が発生した場合には、偏西風の影響をまともに受けて福島原発事故以上に国土の広範囲に放射能被害をもたらす可能性がある。その場合には、本件原発の東側に位置する首都圏に放射能が達し、首都機能を長期間にわたり麻痺させることも考えられる。

(2) 河川の汚染

広く汚染された土壌は、降雨により流され河川に流入する。平成23年3月及び4月において、福島原発事故由来の可能性が高いストロンチウム90が、岩手県から神奈川県まで広く検出されている(甲全第350号証)。河川では、放射性物質が集中し、局所的に放射線量の高い地域を生じさせることにもなる。

(3) 海洋の汚染

本件原発は、海に面しているため放射能漏れ事故を起こした場合には、海洋汚染の問題も生じる。

既述のとおり、福島原発事故では、海洋上に降下したあるいは海洋に直接流出した放射性物質は黒潮及び黒潮続流並びに北太平洋海流によって太平洋を東に移流・拡散していき、北太平洋東部へ移動していくと予想された。実際にも平成27年2月に、カナダ西部の海岸で採取した海水より1立方メートル当

たり 1.4Bqの福島原発事故由来のセシウム134が検出されたとアメリカのウッズホール海洋研究所が発表している（甲全第351号証）。それ以前にもアメリカやカナダの沖合の海水からセシウム134は検出されており、一度海洋に放出された放射性物質は広く海洋を汚染することは明らかである。

海洋への放射性物質の流出は、過酷事故が発生した際には防ぎようはなく、一旦放出された場合には、日本以外の諸外国にも被害をもたらすのである。

一方で、海に流出した放射性物質は、沈殿し海底に溜まり海底土を汚染することにもなる。

さらには、福島原発事故では、汚染水の問題が発生し続けており、メルトダウンを伴うような過酷事故が本件原発に発生した場合には、本件原発においても溶け落ちた放射性物質を冷却することにより発生した汚染水の問題が生じることが十分に予想できる。

第3 原発事故がもたらす様々な被害

1 原発事故による人命の喪失

(1) はじめに

原発事故が発生し、作業員等が高線量の放射線を浴びた場合には、死亡に至る場合がある（東海村JOC臨界事故では死亡事故に至る）。放射能による人体への影響は外傷ではなく、遺伝子を傷つけるため内部からの損傷をもたらす、DNAが損傷される結果、細胞が再生されなくなる等の根本的な治療が困難な人体への影響を生じさせる。

(2) 請戸の浜の悲劇

ア 2011年3月12日早朝で時間が止まっている町 浪江

2013年4月5日、原告ら代理人を含む日弁連調査団は、2013年4

月1日区域再編で立ち入りが可能となったばかりの浪江町中心部を調査した。事故から2年が経過し、日本人の震災・原発事故の記憶の風化が進む。しかし、私たちが絶対に忘れてはならない風景がある。事故以来二年間、浪江町では時間が全く止まってしまっていた。

帰宅が可能になったと言っても、自宅に帰っても、お茶も飲めないし、電気も水道も通っていない。トイレもないのである。放射能に囲まれているので、何も飲食する気持ちにはなれない。入るたびに、家が朽ちていく。思い出の品が目前にたくさんあるのに、持って帰ることもできない。被災者の皆さんは、ずっと気を張っているのです、立ち入りが終わると、どっと疲れる。何度も入っていても疲れるといわれている。

請戸地区は、国道6号線から海側に進むと、はじめ住宅・建物など、次いで田んぼ、その後、港とその周りの加工場等となる。しかし、津波が全てをさらい、田んぼと港等の区別は付かなくなっている。4月時点では、多くの瓦礫、漁船、自動車、トラクターなどがはじっこに寄せられているだけで、山となっている。未だに海水も引いていない。港は崩壊し、地盤沈下を起こし、砂が大量にでていいる。まさに、災害後のまま手つかずなのである。

ここで、福島県浪江町副町長渡邊文星氏が2012年8月日弁連シンポジウムでされた報告の一部を紹介したい。

「報告をさせていただきます前に、皆様、ほんの少しの時間でも結構です。想像していただけないでしょうか。なんの前ぶれもなく、帰る家を失う。働く場所を失う。友を失う。先祖代々受け継がれ、守りぬいてきた土地を失う。永代供養がなされていた墓を失う。生まれ育ったふるさとを失う等、生活のすべてを失い、以前の平穏な日常生活をいつ取り戻せるか分からない状況が

延々と続くとしたら、どう思われますか。

もし突然に、意に反した無用な被ばくにより、放射線に起因する発がん等の身体への悪影響に恐怖し、常に健康不安を抱え怯えながら一生涯を送ることになったとしたら、どう感じられますか。

これから話します浪江町現地からの報告を聞いていただき、これまでに、日本社会が経験したことのない、過酷な原発事故災害によって甚大な損害を被った町民の苦悩、苦痛を想像していただき、現状を知って頂きたいと思えます。」

イ 津波被害から救えた命を救えなかった全員避難命令

「3月12日早朝からの捜索予定でした。沿岸地域には15時30分過ぎに、いままで経験したことのない巨大な津波が押し寄せました。沿岸地域は壊滅的被害を受け、死亡者151名、行方不明者33名、流失家屋等600棟以上の被害を受け、それまでの漁村や一面に広がっていた田畑の風景が一変し、ほとんど何も無い、がれきが散乱する風景と変わってしまいました。

地震や津波による被害者の救助活動や避難所対応を優先し、翌朝には津波被害者の救助活動を決定していました。その矢先、3月12日午前5時44分、突如、原子力発電所から半径10km圏内に避難指示が発令されたことをテレビで知りました。この避難指示により、早朝から予定していた津波被害者の行方不明者の捜索活動が中止となりました。この時、捜索を実施していれば何人かの尊い命が救えた可能性があったと思います。本格的に行方不明者の捜索を実施したのが、放射線量が低いことが確認され、福島県警及び消防署は4月14日から、自衛隊が5月3日と一カ月以上経過してからのことでした。」（前記渡邊副町長の発言より引用）

ここで、二階堂晃子さんの出版された詩集「悲しみの向こうに一故郷・双葉町を奪われて」から「生きている声」という詩を紹介する。

生きている声
確かに聞こえた
瓦礫の下から
生きている声
うめく声
人と機械を持ってくる！
もうちょっとだ！
がんばれ！
救助員は叫んだ！

3・11

14：46 地震発生マグニチュード9.0

請戸地区一四メートル津波発生

15：00 原発全電源喪失

19：03 原子力緊急事態宣言発令

21：23 原発三キロ圏内に避難指示

翌5：44 避難指示区域一〇キロに拡大

救助隊は準備を整えた
さあ出発するぞ！
そのとき出された
町民全員避難命令
うめき声を耳に残し

目に焼き付いた瓦礫から伸びた指先
そのまま逃げねばならぬ救助員の地獄
助けを待ち焦がれ絶望の果て
命のともしびを消していった人びとの地獄
請戸地区津波犠牲者一八〇人余の地獄
それにつながる人々の地獄
放射能噴出がもたらした搜索不可能の地獄
果てしなく祈り続けても届かぬ地獄
脳裏にこびりついた地獄絵
幾たび命芽生える春がめぐり来ようとも
未代まで消えぬ地獄

駅周辺の新聞販売店には、配達されなかった3月12日の朝刊が山となつて積まれていた。駅舎には「大地震のため終日運転を見合わせます」（2011/3/11）の掲示板がそのままとなっていた。ここは、2年間全く時間が止まっているのである。

福島原発事故では、放射性物質の放出による避難指示が出されたことにより悲劇的な事故も多々発生した。福島原発からほど近い浪江町請戸の浜で起きた津波による被害者の搜索においては、福島事故による避難指示が出されたために、搜索活動を行うことができずに助かるはずであった尊い命が失われた。原発が過酷事故を起こすような場合には、大地震のような自然災害が原因となることは十分考えられるが、その場合には、放射能の影響により、救助活動に大きな支障を及ぼすことは十分起こりうるのである。

(3) 双葉病院の事例

(本項において、出典の注釈がないものは、森功「なぜ院長は『逃亡犯』にされたのか 見捨てられた原発直下『双葉病院』恐怖の7日間」講談社2012年よりの引用である)

ア はじめに

双葉病院は、福島第一原発から南西4.5キロの大熊町内に建つ。隣接する系列介護老人保健施設ドーヴィル双葉、クレール双葉と併せ、436人が避難対象であった。精神科を併設する同病院には、寝たきり高齢者だけではなく、重度統合失調症や認知症の患者も多数いた。救出完了は3月16日。それまでに、50人の犠牲者、一人の行方不明者を出した。

双葉病院事件は、ともすれば防災オペレーションの問題として語られる。しかし、現場で起きた混乱を直視すれば、原発20キロ圏内の全病院入院患者を安全に避難させようなど、そもそも無理難題であったことが明らかとなる。

イ 震災発生当日

3月11日午後2時46分、震災発生。双葉病院は全館停電となったが、夕刻までは非常用電源が稼働していた。午後5時半ころ、非常用電源が切れてからはロウソク頼りで看護をした。午後9時23分、原発半径3キロ圏に避難指示が発令された。この時、原発から3キロ圏内の他の介護施設で避難対象となった高齢者は79人であったが、体の不自由な高齢者をすし詰めにするにはできないと、3台の大型バスが準備された(1台あたり26.3人)。

ウ 避難指示発令

3月12日午前5時44分、半径10キロ圏内の避難指示が発令された。しかし一体、重篤患者をどのように安全に避難させられるのか、現場は困惑した。

午後2時ころ、歩行可能で意識清明な患者209人が第一陣として選別され、大型バス5台で病院を出発、寝たきりの患者、隔離室の精神病患者などが後に残された。残り227人。

後続のバスがすぐ来るものとの予想のもと、院長は、病院スタッフの避難を個々の判断に委ねた。結果、64名の病院スタッフも同乗することになり（1台あたり54.6人）、残ったのは院長ら医師2名と事務員2名のみであった。その中の一人である佐藤事務課長は、その時すでに、人柱になる覚悟を決めていたという（98頁）。しかし、後続のバスは来なかった。

午後3時すぎには、大熊町役場が撤退、県に避難完了を報告した。渡辺利綱町長は、「双葉病院も避難を終えたと思っていた。」と振り返る。午後3時36分、福島第一原発1号機水素爆発。

午後8時過ぎ、警察と自衛隊が双葉病院にやって来て、翌日の救助を約束してくれた。

エ 忘れられた双葉病院

3月13日、終日、救助は来なかった。食料も水も医療器具も十分ではなく、患者らが極限状態に陥る中、院長ら4名は必死の看病をした。様子を見に来た2名の看護師とその1名の夫が加わり、14日の夜まで手伝ってくれた。

オ 最重篤患者を10時間搬送

3月14日午前5時ころ、院長は患者4名の死亡を確認した。やがて医師1名が加わる。

午前10時30分、自衛隊の救急車両が到着し、第2陣として老健施設の98人と双葉病院の最重篤患者34人が搬送された。院長が乗車対象患者を運びだしているさ中、医師の確認も同乗もなしでの出発であった。自衛隊が「搬送後に戻る」と言って出発したという話もあるが、結局バスは戻らなかった。残り91人。

午前11時1分、福島第一原発3号機水素爆発。このとき、待機していた自衛隊輸送支援隊長が「二度目の水素爆発が起きたら、撤退するよう命じられている、オフサイトセンター（現地対策本部）に行って、次の命令を受けなければならない、しかし15分もあれば戻ってくる。」と言い残して病院の車を借りて去ってしまった（154～157頁）。

午後8時ころ、第2陣がようやくいわき市到着。行先のないまま出発した避難車両は、一旦北に向かい、南相馬市、福島市を周って、双葉病院から直接向かえば30分程度のいわき市の高校体育館に実に10時間をかけて到着したのである。高校体育館では寝たきり患者に対応すること不可能だと知りながら、他の病院に断られたはてのことであった。到着時、3名が死亡していた。さらに到着後、11名が死亡。脱水症状による心機能不全である。8名が、次の搬送先で絶命した（177頁）。

カ 院長ら避難、第三陣と行き違い

3月14日午後10時過ぎ、仮眠中の院長らは双葉警察副所長にたたき起こされ、一旦川内村に避難することになった。そこで自衛隊車両と落ち合っ

て残された患者たちの救出に向かう段取りであった。

3月15日午前6時12分、福島第一原発4号機水素爆発。午前9時40分、自衛隊が双葉病院到着。医師ら不在のため、どのような状況で搬送されたのか、今もって不明である。午後7時40分、55人救出。残り36人。

3月16日未明、最後の35人救出。なお、1人は現在でも行方不明であり、院長らが出発した後どこかに消えたものと推測されている。

この最後の90名は二次搬送、三次搬送とたらい回しされ、その途中で24人の死者が出て、最終的に双葉病院入院患者から50人の犠牲がでた。患者たちの搬送先は合計80か所近くに及んだが、ほとんどが搬送過程で命を落としている（207頁～220頁）。

キ 誤報

3月17日、県災害対策本部は、双葉病院での出来事をマスコミ宛て発表した。「自衛隊到着時、病院関係者は誰もいなかった」「第二陣の搬送には誰も付き添わなかった。」背景が分からないまま、断片情報が独り歩きした結果、院長ら病院スタッフが患者を見捨てて一目散に逃げたかのような誤報が拡散した。

ク 全病院避難は、そもそも不可能である

3月12日、双葉病院よりは福島第一原発から遠い、県立大野病院と双葉厚生病院は、いずれも原発事故発生に際し被爆者を手当とする指定医療機関であるが、それぞれ重症患者を含む37人、136人を無事避難させている。うち重症患者たちは、自衛隊のヘリコプターで迅速に搬送されている（71頁、109～111頁）。

さて、この双葉病院事件は、県災害対策本部・警察・自衛隊の救援オペレ

ーションスキルの問題として語られることが多い。

しかし、寝たきりの高齢者や隔離室の精神疾患患者を迅速かつ安全に搬送するには、ヘリコプターで次の病院に直行させなければならないのである。

しかし、それでは大量即時の要請とは両立しない。

すなわち、そもそも原発と大規模病院とは、原発事故時に避難指示区域となる範囲内に、接近して存在してはならないのである。

ケ 原発と大病院とは併存しえない

双葉病院の重篤患者らは、大型バスの座席に無理やり座らされ、行くあてもないまま出発し、医療設備のない体育館の床で一夜、二夜を過ごし、体力を消耗していった。

福島県地域防災計画では、病院の患者避難は基本的に病院独力で行うとしている。しかし、これは、20キロ圏という広域の避難区域が設定される規模の原発事故を想定して作られたものではない(甲全第346号証364頁、365頁)。ライフラインも通信手段もない中で、病院独力で避難することなど、無理である。

教訓は、原発は、20キロ圏内の全病院の避難先・避難手段を確保することを制度的に担保していなければならないということであるが、それも、無理な話である。

この事例からは、寝たきりの高齢者や隔離室の精神疾患患者を多数含む患者を迅速かつ安全に搬送することは不可能に等しい事柄であり、原発事故と大規模病院等とは、原発事故発生時に避難指示が発令されることの予想される近接範囲内に並存し得ないといえるのである。

住民避難が必要な原発事故が発生した場合には、以上のようなことが現実

に生じ得る。福島県における震災関連死の象徴的な事例が双葉学院の事例である。

コ 高浜原発から30km圏内の医療機関・福祉施設

国は、福島原発事故後、原発から30km圏内の自治体に避難計画の策定を求めているが、福島原発事故においても実際に30km圏内では高い放射線量を観測している。

京都府によれば、高浜原発から30km圏内の医療機関の入院患者は、9病院6診療所に1067人（平成26年6月時点）がおり、福祉施設入所者は、64施設で2293人（平成26年6月時点）も存在するとのことであるが（甲全第352号証）、福祉車両の確保や実効性のある計画が立てられるか等課題は多いとのことであり、実際の事故が発生した場合には、一人の人命も失うことなく避難が可能であるのか極めて疑問である。

（4）自死に追い込まれた事例 山木屋事件

ア はじめに

原発事故がひとたび発生すれば、多くの人命が失われることは福島第1事故で明らかになった事実であるが、福島原発事故では、避難生活を強いられる中で自死に追い込まれる住民も存在している。

震災前福島県伊達郡川俣町山木屋に住んでいた渡辺はま子さん（以下「渡辺さん」という）は、福島第一原発の事故後約4ヶ月経った平成23年7月1日の早朝、自らの命を絶った。享年58歳であった。

福島原発事故が、渡辺さんから多くのものを奪い、渡辺さんに自死を選択させた。

イ 福島原発事故以前の渡辺さんの生活

渡辺さんは、農家の家に生まれ、生まれてからずっと山木屋で過ごした。

山木屋は自然にあふれ、春の新緑、秋の紅葉が美しく、初夏にはホタルが飛び交う里山であった。

そして、渡辺さんは、夫と3人の子に恵まれ、平成10年には孫にも恵まれた。PTAの役員をしたり、区長を務める夫を積極的に補佐したり、山木屋地区のママさんバレーに参加する等積極的に周囲に関わる性格の持ち主であった。平成12年には、自宅も新築した。

福島原発事故当時、渡辺さんは、夫とともに近くの養鶏場で働いて、夫と2人の子ら（合計4人）で生活していた。

ウ 福島原発事故以後の渡辺さんの生活

① 平成23年3月11日～16日

平成23年3月11日の地震の際、渡辺さんは、夫とともに勤務地の養鶏場にいた。

渡辺さんは、停電の中、自宅に戻った。それから2、3日経過後に停電が復旧し、渡辺さんは、テレビの報道で福島原発事故の深刻さを初めて認識することになった。そして、3月15日午後3時ころ、テレビで福島第一原発4号機の爆発が報じられた。

渡辺さんら家族4人は、ガソリンをかき集め、車で山木屋を脱出した。

隣の市町村である福島市蓬萊の親戚の家で食事をし、その日は車の中で一夜を過ごした。

16日未明、渡辺さんらは、福島市の避難所が一杯であることを聞き、急遽会津地方の磐梯町にある体育館に向かうことになった。渡辺さんらが食事を取れたのは、放射能検査などを終えた夕方の4時ころであった。

② 3月17日～4月10日

報道により、次第に山木屋地区の空間線量が明らかになってきたものの、体育館での避難生活は雑魚寝でプライバシーも一切なく、食事も冷たいおにぎりやカップラーメンであり、渡辺さんは耐えられなくなった。渡辺さんは、3月末に、家族とともに山木屋の自宅に戻り、元の養鶏場で働き始めた。

もともと、多くの住民は戻らず、スーパーにはほとんど物が販売されない状況となった。

③ 4月11日～6月12日

4月11日、山木屋地区が計画的避難区域に指定されるとの報道がなされ、16日に国から説明がなされ、22日に避難指示が出た。

しかし、渡辺さん家族は皆働いていたため、引越先探しは難航した。

22日以降、警察官が何度も避難指示に訪れ、渡辺さんは、自分が犯罪者であるかのように感じるようになり、食欲も低下し、体重は5,6kg減少した。家族に対し、今後の不安を打ち明けるようになった。

そして、6月初めに、長男が郡山に、次男が二本松に引っ越し、渡辺さんと夫が福島市に引越できたのは、6月12日であった。

④ 6月12日～6月29日

渡辺さんは、アパート暮らしをするようになった。山木屋の自宅と異なり、隣家は一枚の薄い壁を隔てているだけであり、周囲に気を使う毎日が始まった。夜も眠れないようになり、食事も事故前の半分程度に減ってしまった。

6月17日には、養鶏場が閉鎖し、渡辺さんは職を失った。

渡辺さんは、アパートで一日中過ごすことになり、夫にローンなど今後の不安を訴えるようになり、笑顔はなくなり、涙を流すことが一層多くなった。

「あなた（夫）は自分の気持ちをわかってくれない」

「周囲の人々が、自分を避難民だとじろじろ見る」

「山木屋に戻りたい」

等と言い、外出もせずふさぎこむようになった。

エ 自死の状況（6月30日～7月1日）

① 夫の理解を得て、渡辺さんは、6月30日から1泊の予定で、夫とともに山木屋に戻るようになった。

② 6月30日の夕方、山木屋の自宅で、渡辺さんは、「明日の午前中には帰る。」と言う夫に対し、「あんただけ帰ったら。私はアパートに戻りたくない。」と言った。

③ 30日の深夜、夫が気付くと、傍で渡辺さんが泣きじゃくっていた。

7月1日午前4時に、夫が起きて草刈りに出た際、渡辺さんは眠っていた。

夫は、午前5時30分ころ、自宅から50メートルほどにあるゴミ焼き場付近で火柱を見た。夫は、「妻が布団でも燃やしているのだろう」と思い、そのまま草刈りを続けた。

その後、朝食の時間になっても迎えに来ない渡辺さんが気になって、夫は自宅に戻ったが、渡辺さんの姿を発見することはできなかった。そして、ゴミ焼き場の隣に倒れている渡辺さんを見つけた。

渡辺さんの遺書は見つからなかった。

オ 本件の被害内容

原発事故がなかったら、避難生活はなかった。

避難生活がなかったら、山木屋を失うことはなかった。

避難生活がなかったら、家族や近所の人バラバラにならずにすんだ。

避難生活がなかったら、自宅のローンの心配をする必要はなかった。

避難生活がなかったら、仕事を失うこともなかった。

避難生活がなかったら、不自由なアパート暮らしをする必要もなかった。

避難生活がなかったら、渡辺さんが思い煩い、自死することはなかった。

原発事故がなかったら、渡辺さんが自死することはなかった。

原発事故がなかったら、渡辺さんの家族が渡辺さんを失うことはなかった。

この事例では、遺族が東京電力に対して損害賠償を求めて提訴した。福島地裁は平成26年8月26日、「避難生活で精神的に追い詰められ、うつ状態になったため」と認定し、原発事故と自殺との因果関係を認め、東京電力に対して約4900万円の支払いを認める判決を言い渡した（東京電力は控訴せず、幹部が遺族に謝罪した。）。

(5) 何軒もの自死に追い込まれた事例

ア その他にも以下のような事例がある。

① 平成23年6月10日、原発事故で牛を処分し、廃業した相馬市の酪農家（享年54歳）は、堆肥舎の壁に「原発さえなければ」などと書き残して自ら命を絶った。

② 平成24年5月27日、当時警戒区域であった浪江町に一時帰宅中行方不明になった自営業の男性（享年62歳）は、翌日、経営していたスーパーの倉庫で、首を吊った状態で発見された。

「老人はあしでまといになる」「お墓にひなんします ごめんなさい」と書き遺した南相馬市の女性（享年93歳）の事例や、飯舘村では村内最高齢の男性（享年102歳）が避難決定を苦に自ら命を絶ったという事例もある。

③ また、同事故で、福島県浪江町から避難を強いられた後、自殺した当時67歳の男性の遺族が、東京電力に対して損害賠償を求めた訴訟では、福島地裁は平成27年6月30日、自殺の原因を「事故に起因する複数の強いストレス」だったとして、約2700万円の支払いを命じる判決を言い渡した（甲全第353号証）。この事例では、亡くなった男性は、原発事故後の平成23年3月13日から一か月間、自宅から約60km離れた郡山市の体育館に避難しており、不眠や食欲不振を訴えていた。約一か月後に二本松市のアパートに移り住んだが、体調が再び悪化し、「早く浪江に帰りたい」と言うようになり、同年7月に福島県飯舘村の川（ないしダム）に飛び込み、遺体で発見された。判決では、亡くなった男性が人生の大半を過ごし、退職後も釣りや家庭菜園などを楽しんでいた故郷を原発事故で追われ、「人生そのものの基盤を失った」とした。さらに避難生活の長期化や経済的負担への不安なども加わってうつ状態となり自殺した、とした。その上で「原発事故を起こせば地域住民が避難を余儀なくされる可能性があり、避難者が様々なストレスを受け、精神障害の発症や自殺する人が出る」と東京電力が予見できた、と指摘している。

イ 自死に追い込まれた事案では、長期の避難や避難生活に悲観したことなどが原因となっているが、原発事故が発生した場合に長期避難を強いられるのは、福島原発事故に限ったことではなく、本件原発においても同様である。

このように、最も大切であるはずの命すら自ら断たなければならないほど、原発事故による避難生活の負担は大きく、また、長期化するのである。

内閣府自殺対策推進室の公表する「東日本大震災に関連する自殺者数」によれば、福島県内における「震災関連自殺者」は、平成27年2月時点で、都道府県別で最も多い63名となっている（甲全第354号証）。原発事故は絶対に起こしてはならないのである。

(6) 震災関連死者数

また、福島原発事故では、住民が避難する際に多くの人命が奪われた。

東日本大震災では震災関連死（建物の倒壊や火災、津波といった地震による直接的な被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡すること）が多数みられるが、福島県は他県に比べ、震災関連死者数が多くなっている。

復興庁「東日本大震災における震災関連死の死者数」（平成27年6月30日）（甲全第355号証）によれば、平成27年3月31日時点での震災関連死者数は3331人であり、そのうち1914人が福島県の事例であり最も多い。

平成24年3月31日時点で把握した福島県における震災関連死の死者761人のうち、震災関連死の死者数が多い市町村と原発事故により避難指示が出された市町村の734人を対象にした調査（複数選択）では、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約3割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった（甲全第356号証）。福島県の事例では、発災直後からの避難（移動）や避難生活による疲労、ストレス、運動不足、医療事情がもとで、徐々に衰弱した事例がほとんどであった。なお、平成27年3月31日時点での福島県の震災関連死者数1914人のうち、66歳以上の高齢者は1728人（約9割）を占めている。社会的弱者ほど影響が大きいのである。

2 原発事故による日常生活及びコミュニティの崩壊

(1) 放射性物質が環境中に放出されるような原発事故がひとたび発生した場合には、周辺住民の大規模かつ長期にわたる避難が必要となる。福島原発事故は、そのような避難を強いる原発事故がもたらす日常生活及びコミュニティの崩壊をまざまざと見せつけることになった。

(2) 地域そのものの喪失

福島原発事故では、避難指示等が出され全部又は一部が警戒区域に指定された9市町村（大熊町、葛尾村、川内村、田村市、富岡町、楡葉町、双葉町、浪江町、南相馬市）については、対象地区の住民は、他地域へ避難をすることになったため、その生活基盤ごと根こそぎ奪い去られた。役所機能も他に移転した。

これらの区域においては、住民は、原発事故前の生業を失い、住み慣れた住居を失い、先祖代々受け継いできた土地や伝統を喪失した。そして何より、各地域が脈々と築き上げてきた歴史と文化と、それを背景とする地域住民の密接なつながりを根こそぎ破壊されることとなった。

また、避難先の問題であったり、劣悪な避難先の住環境での生活を余儀なくされたりしたことなどから、事故前には一つ屋根の下で暮らしていた家族が別離生活を余儀なくされる事態も多発した。

このように、福島原発事故では、地域住民間のコミュニティを破壊したのみならず、人間にとって最も濃密かつ重要なコミュニティである家族の関係も分断し、破壊したものだといえる。

(3) 社会的・経済的コミュニティの崩壊

さらには、近隣住民や家族といったコミュニティの崩壊にとどまらず、原発事故は社会的・経済的な地域間のつながりをも破壊する。

すなわち、避難指示等が出された地域においては、事故前は、それぞれ隣接する市町村同士が、雇用、就学、物流、医療、日常の買い物や冠婚葬祭に至るまで、相互に密接なつながりを有していた。

例えば、川内村では、全村民約3000人のうち約500人が富岡町で就業し、村内の高校生の多くは富岡町の高等学校に通学していた。また、物流に関しては、ほぼその全てが常磐自動車道や国道6号線、常磐線を通じ富岡町を介して行われていた。さらに、医療に関しては、富岡町の県立大野病院や同町を經由して双葉町の双葉厚生病院等に通院し、緊急医療体制もこれら

の病院に依存している状態であった。

しかし、このような状況は、福島原発事故によりまさに一変した。避難指示や警戒区域への指定等により、対象地域の住民が根こそぎ生活基盤を喪失するのに伴って、経済的・社会的なつながりや医療の拠点も完全に破壊された。また、交通網も寸断され、交通網を前提とする物流網も根本的に破壊されてしまった。

以上は、福島原発事故の事例ではあるが、本件原発において同様の事故が発生した場合には、本件原発の周辺地域においても同様の事態が生じかねない。このように、原発はひとたび過酷事故を発生させた場合には、交通網や自治体の機能を破壊し、更には、経済、文化、教育、医療などの生活のあらゆる場面において、各自治体間や自治体住民間にて構築してきたコミュニティやネットワークをも崩壊させる他に例をみない甚大な損害を及ぼすのである。

(4) 帰還の困難さ

一度でも、住民が避難せざるを得ないような原発事故が発生した場合は、その後、かつての地域での生活に戻るには大きな困難が伴う。

実際、福島原発事故では、全住民が避難した川内村は、除染を進め、平成24年1月31日に帰村宣言を発し、生活インフラの整備を進め、企業誘致による雇用の場を確保するなど、いち早く村民の帰村に向けた取組を行い、自治体としてでき得る限りのことを行ってきた。

しかしながら、平成23年3月11日時点での住民登録人口3038人に対して、平成29年1月1日時点での帰還者は1878人に過ぎない（甲全第357号証）。

このように、一度崩壊した地域が元のとおりに戻るためには、まずは住民の帰還が大前提となるが、福島の実態は、事故から4年以上経過してもかつてのコミュニティは回復しているとはおよそ言い難いのが現実なのである。

3 産業への悪影響

(1) 農業・畜産業への悪影響

原発が過酷事故を起こし、放射性物質が大気中に放出された場合には、広く国土が放射能に汚染されることが、福島原発事故により明らかとなった(図1, 図2)。

福島原発事故では、農業・畜産業に対して以下のような放射能による被害が発生した。

2011年3月18日以降、茨城県高萩市のハウレンソウから暫定規制値(500Bq/kg)を超えるヨウ素131(1万5020Bq/kg)及び放射性セシウム134, 136, 137(524Bq/kg)が検出された。また、事故直後以降、福島県伊達郡川俣町の牛の原乳から食品衛生法における暫定基準値(300Bq/kg, 乳児の場合は100Bq/kg)が検出された(甲全第358号証の1, 甲全第358号証の2)。

そして、同年7月8日には、福島県南相馬市から出荷された牛の肉から暫定規制値(500Bq/kg)を超える放射性セシウム(2300Bq/kg)が検出され、牛が食していた稲わらから7万5000Bq/kgものセシウム134, 137が検出された(甲全第359号証)。

その後、秋になると、放射性物質が付着した土壌で生育した福島市や伊達市等の稲(玄米)から、1000Bq/kgを超えるセシウム134, 137が検出された(甲全第360号証)。また、伊達市で試験的に加工した干し柿からは、1万1000Bq/kgを超えるセシウム134, 137が検出された(甲全第361号証)。

さらに、福島県の農産物に限らず、2012年9月22日に採取された長野県南佐久郡南牧村の野生キノコからも、基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウム(120Bq/kg)が検出された(甲全第362号証)。

加えて、2013年6月16日に秋田県湯沢市の「ねまがりだけ(通称)(た

けのこ)」から基準値（100Bq/kg）を超えるセシウム（185Bq/kg）が検出された（甲全第363号証）。

以上のように、放射性物質は多数かつ広範囲の農産物・畜産物から検出されており、環境中に放射性物質が放出された場合には、農産物に直接付着したり、飼料から取り込まれたり、土壌から取り込まれたりすることにより、農産物・畜産物を汚染する実態が明らかとなった。

放射性物質が検出された場合、農業者や畜産業者は、自主回収、出荷・生産自粛などの対応をせざるを得ず、大きな打撃を受けることになる。そして、放射能が検出された場合には、基準値以下の放射性物質しか含まない商品等であっても、消費者や取引先による買い控えや取引停止等がなされる（いわゆる風評被害）状況となるのである。あるいは、風評被害に付け込み安い値段でしか売れないという事態も生じることになる。このような農業者・畜産業者の被害は看過できないものである。

さらには、福島原発事故においては、膨大な農地や牧草地の除染はほとんど進んでいない状況にある。放射性物質であるセシウム137の半減期が約30年であることに鑑みれば、ひとたび原発事故で農地等が汚染された場合には、汚染された環境下での作業を行わざるを得ないことになるが、高齢の農業者や畜産業者においては、そのような状況では後継者を見つけることも困難となることが十分考えられ、自己の代での農業や畜産業を終わらざるを得ない状況に追い込まれるだろう。

（2）林業への悪影響

放射性物質が大気中に放出されるような事故が発生した場合には、林業にも大きな打撃をもたらす。日本の森林率（森林面積／国土面積）は約66%であり、国土の3分の2が森林に覆われている（森林面積は約2510万ha、天然林が約5割、人工林が約4割）。

森林が放射性物質により汚染された場合、警戒区域等に指定され立入りが禁

止されれば、当然、素材生産業者であれば、立木伐採の停止、高性能林業機械等の放置等により林業を継続することは困難となる。森林の場合は、市街地と比べ除染は後回しになるだろうし、そもそも有効な除染ができるかどうかも疑わしい。そうなると、林業従事者は多大の損害を被る。木材加工業者のような関連業者も、大きな影響を受け、場合によっては営業休止等に追い込まれることは容易に予想できる。放射能により汚染された森林においては、被ばく回避のため林業労働者の就業環境整備は遅れることが想定でき、その地域の林業の発展は高度に阻害されることになる。

(3) 水産業への悪影響

本件原発は、海に面しており、放射性物質が大気中に放出されるような事故が発生した場合には、放射性物質の降下や放射能に汚染された汚染水が直接海へ流出することにより、海が汚染され、水産業へ悪影響を及ぼすことになる。

福島原発事故では、水産物から規制値を超える放射性物質の検出が相次いでいる。

例えば、平成23年4月5日（公表）に北茨城市沖で漁獲されたコウナゴから暫定規制値（放射性セシウム134，136，137（500Bq/kg））を超える放射性物質（放射性セシウム134，136，137（526Bq/kg））が検出され、同月28，29日（公表）には、暫定規制値の2倍以上の放射性物質（同1129，1374Bq/kg）が検出され（甲全第364号証），以降平成25年5月31日まで茨城県から出荷・販売自粛要請がなされている。また、平成24年10月25日（公表）に、岩手県と宮城県の県境で漁獲されたスズキから、暫定規制値（放射性セシウム（100Bq/kg））を超える放射性物質が検出され（甲全第365号証），出荷制限がされている。さらに、平成25年2月18日（公表）に、銚子・九十九里浜（千葉産）で漁獲されたスズキや群馬産のヤマメから、暫定規制値（放射性セシウム（100Bq/kg））を超える放射性物質が検出され（甲全第366号証），出荷制限がされている。

加えて、内水面においても、平成24年5月8日（公表）に、岩手県砂鉄川で漁獲されたイワナから、暫定規制値（放射性セシウム（100Bq/kg））を超える放射性物質が検出され（甲全第367号証）、出荷制限がされている。

福島県は、平成23年3月15日以降、一部の魚の試験操業を除いて、全ての沿岸漁業及び底引き網漁業について操業自粛している。福島第一原発から約20km離れた福島県沿岸で漁獲されたアイナメからは、事故から1年以上も経過した平成24年8月1日に、暫定規制値（放射性セシウム（100Bq/kg））をはるかに超える放射性セシウム2万5800Bq/kgが検出されている（甲全368号証）。

以上のとおり、放射性物質が検出された水産物は多岐にのぼり、事故から数年が経過してもその影響は残っており、長期にわたり水産物を汚染し続けるのである。また、それだけでなく、近隣海域で取れた魚に対して買い控えという風評被害をも生じかねない。そして、水産物が汚染等される結果、漁業関係者の仕事を奪い、生活を脅かし続けるのである。

（4）観光業への悪影響

原発事故が発生した場合には、観光業への影響も計り知れない。

福島原発事故においては、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合の理事長によれば、組合会員数614施設のうち、浜通りで70%が休業、中通りでは30%が休業、会津では10%が休業しており（2011年5月中旬時点）、調査対象の298施設の事故後1年間の総売り上げの損害見込額は約360億円（前年度売り上げの約51%減）にのぼる（甲全第369号証）と予測される。

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会によれば、平成23年4月及びゴールデンウィーク中の売上は、福島県では、それぞれ4億3031万8000円、9882万7000円に減少した（対前年比53.2%減、36.7%減）。近隣の茨城県の場合でも、3億4057万8000円、1億1734万5000円に減少した（対前年比62.4%減、57.9%減）（甲全第370号証）。

(5) 製造業への悪影響

原発事故が発生した場合には、製造業への影響も計り知れない。

例えば、部品製造工場が放射線量の高い区域にある場合には、部品調達が滞ることにより全く被害のなかった地域にある工場が生産停止に追い込まれたり、風評被害に対する取引先の不安感解消のための検査コストの増加、労働力となる住民が避難したことによる労働力不足等、その影響は多岐にわたることになり、倒産や廃業に追い込まれる企業も出てくることは想像に難くない。

4 健康被害

(1) 広範囲の住民へ影響を及ぼすこと

原発事故が発生した場合の最大の被害は、放射能による健康被害である。それ故、原発が事故を起こした場合には、周辺住民への避難指示が出されることになる。

福島原発事故では、事故による避難区域指定は福島県内の12市町村に及んだ。避難した人の数は、平成23年8月29日時点で、同原発から半径20km圏内の警戒区域で約7万8000人、放射線量が年間20mSvを超える計画的避難区域で約1万0010人、緊急時避難準備区域（半径20～30km圏で計画的避難区域及び屋内避難指示が解除された地域を除く地域）で約5万8510人、合計では約14万6520人に達する（甲全第346号証331頁）。

なお、一般公衆の被ばく限度量は、日本では追加線量が年間1mSvとされており、福島原発事故後の除染目標も追加被ばく線量が年間1mSvとなることとされている。

事故の際、どの程度の住民が被ばくをするかという問題については、例えば、福島原発事故を例にとっても住民一人ひとりの状況が違いため、推計することになるが、一例として、福島県の県民健康管理調査において、一部の地域の住民について個々人の行動記録から推計したデータがある。そのうち、比較的高線量地域の3町村の住民約1万4000人の事故後4か月間の外部被ばく積

算実効線量推計の値は、1 mSv未満が57.0%、1 mSv以上10 mSv未満が42.3%、10 mSv以上が0.7%であった。4割以上の住民が年間追加被ばく線量の限度値である1 mSvを超えていることになる。

(2) 健康被害の内容

ア 急性障害と晩発障害

放射線は大きなエネルギーを持っているために体の中を貫通し、その通り道にある細胞を傷つける。放射線のエネルギーに比較すると、生物の体を形作っている分子が結びついているエネルギーは桁違いに小さいため、放射線が細胞の中を通過すると、その通り道にある分子の結合は簡単に切断されてしまい、その機能が損傷される。放射線の通り道はランダムなので、体の設計図であるDNAを切断することもある。

DNAには修復機能もあるが、大量の放射線を浴びるとDNAの切断数も多くなり、その修復が間に合わず、細胞は死んでしまう。このため一度に大量の被ばくをすると急性障害を起こす。

急性障害はある線量以上を浴びると確実に現れるので、確定的影響ともいわれる。この線量以下では起きない境界の線量は「しきい値」と呼ばれ、それは症状にもよるが、一般的には100 mSvから250 mSvといわれている。

低線量（100 mSv以下）の放射線を浴びた場合は、数年から数十年後にがん、白血病や遺伝的障害などの晩発障害が起きる可能性もある。晩発障害は、浴びた人数のうち、被ばく線量に応じて「そのうちの何人」というように一定の確率で現れるので、確率的影響ともいわれる。放射線が発がんの原因となるのは、DNAに複雑な損傷を起こすからである。そして、DNAが修復される際に誤って治すとその部分に遺伝子の突然変異が生じる。突然変異は元に戻らないために、その細胞が活着している限り、細胞分裂を起こすとその変異部分は引き継がれていく。その細胞がさらに放射線を浴びて傷の治し間違いが起きると、突然変異は細胞の中にたまっていき、がんの原因とな

ることがある。すなわち放射線のリスクは蓄積されていくのである。

イ 原発事故が起き放射性物質が環境中に放出されると高濃度の(揮発性の高い)放射性ヨウ素やセシウムなどを含んだ放射性プルームが風で運ばれ、住民は、呼吸や飲料水などからこれらの放射性物質を体内に取り込むことになる。降雨があれば放射性物質はその土地に蓄積されることになる。

原発事故による健康被害の特徴としては、放射性物質が体内に蓄積されていくことによる健康被害の発生、放射性物質による内部被ばくの結果によるがん等の発生や遺伝子的被害の発生、放射線量の高い地域に居住し続けることなどによる健康被害の発生など、被害の種類も複数にわたり、また、被害発生の時期もまちまちである。こうした健康被害は、原発事故から長期間を経過した後に発生することも十分に考えられるのである。

ウ 住民に対する放射線による健康被害では、低線量被ばくが問題となる。健康被害としては、甲状腺がんや白血病、骨髄腫などの特定疾患や、鼻血がでやすい、風邪を引きやすい、体がだるいといった放射線被ばく特有の疾患前駆症状や血液検査でのデータ異常なども起こりうる。広島・長崎原爆被爆者障害追跡調査では、がん以外の疾患による死亡率が、線量に依存して増加していることが明らかにされており、がん以外にも、心臓疾患や心臓血管、呼吸器、消化器、泌尿器系疾患なども線量に依存して増加している。

チェルノブイリ原発事故では、事故発生後25年が経過しても新たな健康被害が発生し続けている事実が報告されている(なお、同事故では急性障害による死亡例もある。)

とりわけ、成長過程にある子どもについては、放射線感受性の高いことが指摘されており、特に安全の確保に注意を要する。

エ 福島原発事故では、事故後、甲状腺の異常が明らかになっている。通常、小児甲状腺がんの発生頻度は100万人に1~2人とされている。しかし、福島県で実施された県民健康管理調査では、事故時おおむね18歳以下の県

民を対象に甲状腺検査が行われているが、検査を受けた約30万人のうち、「悪性ないし悪性の疑い」とされたのは112人であり、そのうち甲状腺がんの確定診断を受けたのは98人にも及んでいる(2011年度から2013年度まで行われた先行検査の結果、2015年3月31日時点)。この結果については、評価は分かれているが、明らかに多過ぎる結果であると言わざるを得ない。

オ さらに、原発事故に不可避的に生じる長期の避難生活において、ストレスや精神疾患も問題となる。これら精神的な面での健康被害は、場合によっては自殺につながるなど、決して見逃すことのできない健康被害である。

カ それに加えて、福島原発事故においては、避難生活や屋外活動への不安から、小中学生のほとんどの学年で運動能力の低下が現れているように(甲全第371号証)、健康面での多様かつ深刻な影響が起ころう。

(3) 労働者被ばく

ア 原発作業員

原発事故が発生した場合には、周辺住民よりも原発に近い場所で作業している原発作業員の方が、高い被ばくをする可能性がある。原発では電力会社の従業員以外にも協力会社の従業員が多数常駐しており、平常時には、数千人の作業員が勤務している。そして、ひとたび原発事故が起きれば、放射線量の高い原発敷地内で復旧作業をせざるを得ず、不可避的に作業員には被ばくのリスクが伴う。

福島原発事故では、平成23年3月から平成24年4月までの間、事故の収束作業に従事した東電及び協力会社の作業員は、それぞれ3417人及び1万8217人であった。このうち緊急作業における線量上限の250mSvを超える線量(外部被ばく及び内部被ばくの積算)を被ばくした東電作業員は6人であり(中には約670mSvを超える者もいた)、健康被害の発生の目安とされる100mSvを超える線量を被ばくした東電及び協力会社の

作業員はそれぞれ146人及び21人であった（甲全第346号証333頁）。

イ 除染労働者

原発事故後には、福島原発事故後の現状からも明らかなように、汚染された土地について広範囲の除染作業が発生する。そして、除染作業の際には、原発労働者と同様、高線量の被ばくにさらされるおそれがある。

第4 結論

以上述べてきたとおり、福島原発事故は、これまでわが国が経験したことのないほどの、多様かつ深刻な被害を長期かつ広範囲で発生し続けているのである。この点においては争いはないものと思われる。福島原発事故では、福島県を中心とした東日本の広範囲に被害を及ぼしているが、このような状況下で本件原発を含む他の原発においても同様な事故が起きた場合には、国土の大半が放射能に汚染される事態も生じかねず、そのような事態に至ればわが国の存立にも影響を及ぼすと言っても過言ではない。

このように、わが国の存立をも脅かしかねないほどの危険性を有し、甚大な被害をもたらす原発の安全性については、絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性、福島原発事故のような深刻な災害が万が一にも起こらないといえる程度の高度な安全性と考えるべきである。

私たちは、絶対に同様の事故を起こしてはならないのであり、司法判断の判断枠組みにおいては、危険性を有する原発の差止めが命じられないような判断枠組みが採用されることは決してあってはならないのである。

以 上